

令和6年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策19：消防防災体制の充実強化
担当部局・課室名	消防庁 総務課 他14課室
作成責任者名	消防庁 総務課長 笹野 健
政策評価実施時期	令和6年8月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策19 消防防災体制の充実強化

第 1 部 政策の全体像と取組状況

はじめに

政策の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施。

消防庁の役割

政策目的

- 災害等による傷病者の適切な搬送
- 災害の防除、災害による被害軽減
- 国民の生命、身体及び財産の火災からの保護

消防の組織

■市町村消防の原則（消防組織法第6条）

- * 市町村消防費（東京消防庁を含む）の令和4年度決算額は1兆9,873億円
- * スケールメリットを活かした消防力の強化の観点から消防の広域化を推進。

常備消防

消防本部（722本部）を設置し、市町村の常勤一般職の消防職員（約16.8万人）により消防事務に従事

・令和5年4月1日現在

非常備消防

消防団（2,177団）を設置し、市町村の非常勤特別職の消防団員（約76.3万人）により消防事務に従事

・消防団数、消防団員数は、令和5年4月1日現在

都道府県

* 消防学校の運営や消防防災ヘリコプターの運航等を実施（都道府県防災費の令和4年度決算額は1,776億円）

消防庁

○ 任務

- ・火災・自然災害・国民保護事案による被害軽減及び傷病者の救急搬送のための消防・防災制度の企画立案
- ・緊急消防援助隊の運用、特殊な消防車両や資機材、消防防災施設の整備支援
- ・消防大학교、消防研究センターの運営 等

○ 職員数 298名（令和6年4月1日現在）

○ 一般会計予算 R5当初 126億円 R5補正 80億円 R6当初 126億円

消防庁の主な施策

住民に身近な消防・防災対策の推進

消防防災行政の礎として必要な法令等の整備やガイドライン策定、全国の消防本部や地方公共団体への補助等、消防・防災対策等を推進

1. 消防の広域化等

P4

- 消防の広域化について
- 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正のポイント

3. 消防防災DXの推進

P13

- 高度化に対応した消防指令・業務システムの導入
- 情報収集・分析手段の充実等
- 消防団へのドローン配備・講習

2. 増大する救急需要への対応

P7

- 令和5年中の救急出動件数等（速報値）の状況
- 救急安心センター事業（#7119）について
- マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

4. 消防団の現状と今後の取組

P17

- 消防団の現状
- 消防団員の確保に向けた主な対策
- 総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について

全国規模の災害等への対応

大規模災害等が発生した際には、災害対応の司令塔として、全国の消防本部や地方公共団体と連携して、被害状況を迅速に把握するとともに、緊急消防援助隊を派遣するなど、被害を抑制

5. 大規模災害への備え (緊急消防援助隊の充実強化)

P25

- 緊急消防援助隊
- 令和6年能登半島地震における消防機関等の対応

6. 国民保護体制の強化

P28

- 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

1. 消防の広域化等

概要

【消防の広域化について】

- ・消防の広域化については、人口減少、大規模災害の激甚化・頻発化等の社会環境の変化に的確に対応するため、平成18年度に消防組織法へ位置付けて以降、推進期間を設けて取組を推進。
→P5 参照

【「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正のポイント】

- ・令和6年3月29日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、推進期限を令和11年4月1日までとしたほか、財政措置の拡充等により、広域化の推進を継続。

→P5、P6 参照

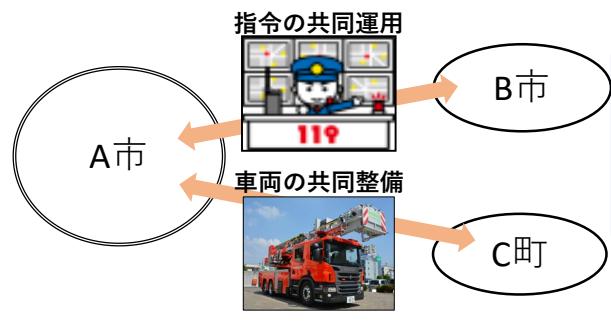


1. 消防の広域化等

- 消防の広域化については、人口減少、大規模災害の激甚化・頻発化等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを生かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図ることを目的に、平成18年度に消防組織法へ位置付けて以降、推進期間を設けて取組を推進
- 令和6年3月29日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、推進期限を令和11年4月1日までとしたほか、財政措置の拡充等により、広域化の推進を継続

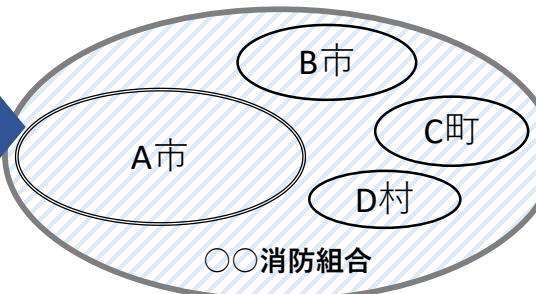
連携・協力

一部の消防事務を共同で行う
(例: 指令の共同運用、車両の共同整備)



消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う
(主な方式: 一部事務組合、事務委託)



<各主体の策定する計画等>

消防庁

基本指針の策定

都道府県

推進計画の策定

市町村

広域消防運営計画、
連携・協力実施計画
の策定

<広域化、連携・協力の進捗状況>

H18年度
(消防の広域化法制化)
第1期
～H25.3.31

H25年度

第2期
～H30.4.1

H30年度

第3期
～R6.4.1

R6年度

第4期
～R11.4.1

広域化	26地域68団体	26地域81団体	7地域15団体 (うち5地域10団体は連携・協力からの進展)	
連携・協力 (指令の共同運用)	12地域41団体	34地域160団体	9地域28団体	

1. 消防の広域化等

消防の広域化等の必要性

発生が見込まれる大規模地震や
激甚化・頻発化する自然災害等

新型コロナウイルス感染症

DXの進展

※推進期間を令和11年4月1日までとする

発災後、応援部隊が到着するまでの初動体制確保や、応援部隊との緊密な連携体制構築のため、一定の職員数が必要

感染拡大時の救急体制への負担の増加や、職員の感染等に
対応するため、人員配置等を柔軟に実施できる職員数が必要

高度機器の導入・運用等や専門人材の育成・確保を図っていく
ことが必要

消防の広域化を
推進し、小規模
消防本部の体制
強化を図ること
が必要

広域化の推進方策

○今後の広域化推進の方向性

- ・広域化推進の選択肢として、地域の核となる消防本部を「中心消防本部」として都道府県推進計画に記載可能に
- ・**中心消防本部**は、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割
- ・**都道府県**は、消防本部の連携・協力の実施状況や指令システム標準化の状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討
- ・市町村への消防力シミュレーション結果の提示、比較整理などを通じた広域化の機運醸成や、関係者間の協議の場の設置等を主導
- ・国は、広域化を実現した消防本部の優良事例等の情報や、広域化の効果等を分析するシステムの提供等

連携・協力の推進方策

○今後の連携・協力の推進の方向性

- ・第3期に広域化した7地域のうち5地域は連携・協力を実施しており、多様かつ複数の連携・協力の取組は、広域化実現につながることから積極的に推進
- ・指令の共同運用を行う地域の半数超が実施していないものの、その効果を最大限に生かすこととなる高度な運用(ゼロ隊運用・直近指令)の実施を推進

○連携・協力の類型

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理などの予防業務
- ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

○地方財政措置

- ・広域化及び連携・協力に係る取組に所要の地方財政措置を講ずる

2. 増大する救急需要への対応

概要

【令和5年中の救急出動件数等（速報値）の状況】

- ・令和5年中の救急自動車による救急出動件数（約764万件：対前年比+5.6%）・救急搬送人員（約664万人：対前年比+6.8%）（速報値）は、対前年比で増加。

→P 8 参照

【救急安心センター事業（# 7119）について】

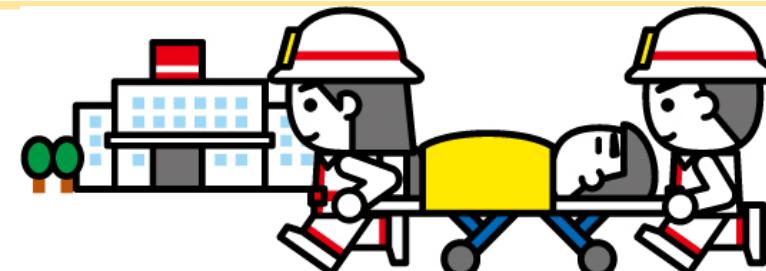
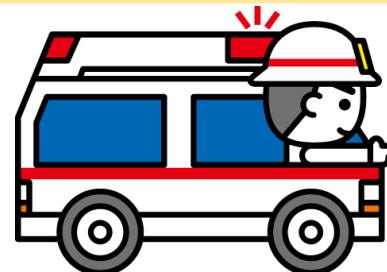
- ・救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、救急安心センター事業（# 7119）の導入（全国29地域、人口カバー率64.9%）を強力に推進。
(令和6年5月現在)

→P 9 参照

【マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化】

- ・マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に係る実証事業を、67消防本部660隊を対象に、令和6年5月中旬より、準備が整った消防本部から順次実施。

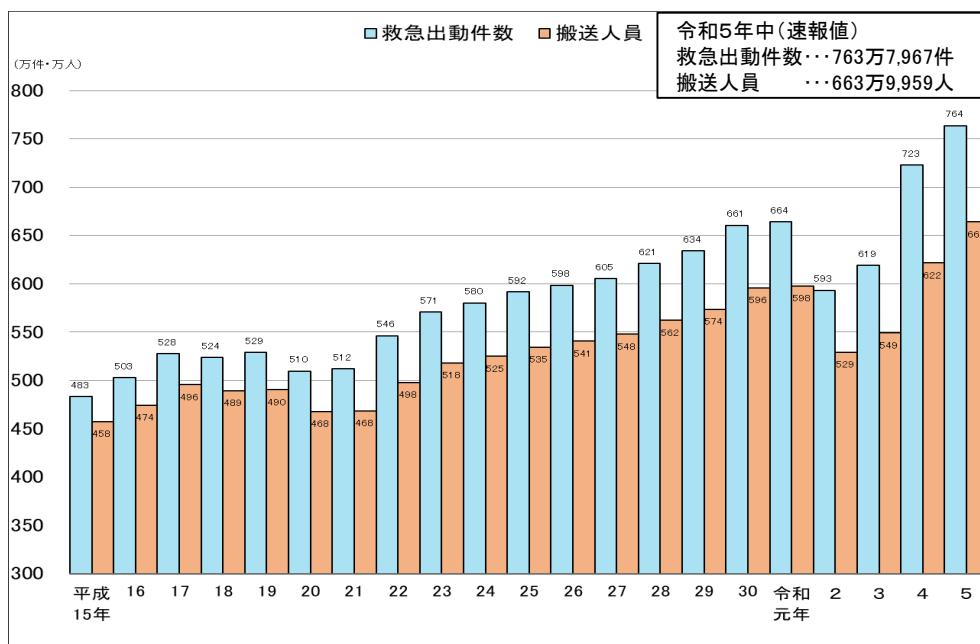
→P10～12 参照



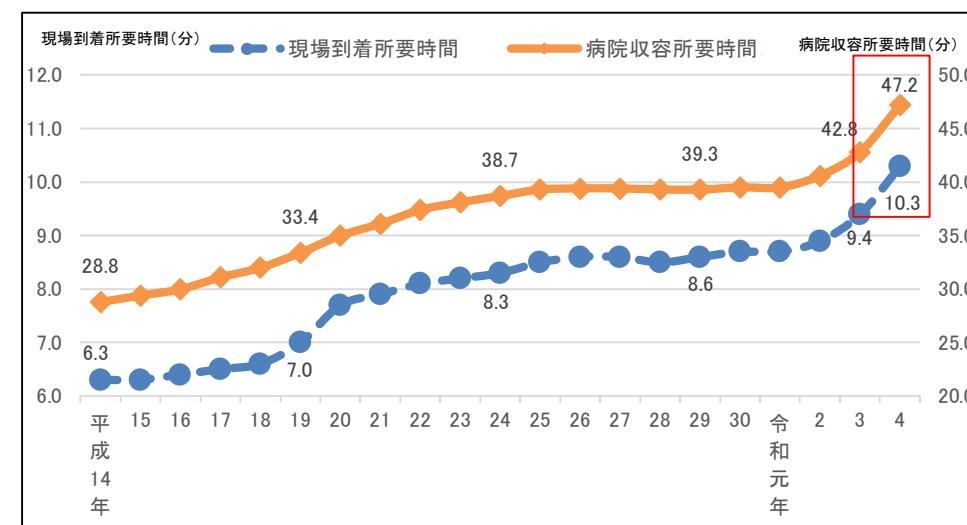
2. 増大する救急需要への対応

- 令和5年中の救急自動車による救急出動件数・救急搬送人員(速報値)は、対前年比で増加し、集計以来最多となった。
 【救急出動件数】約764万件(対前年比+5.6%) 【救急搬送人員】約664万人(対前年比+6.8%)
- また、令和4年中の救急自動車による現場到着所要時間は、全国平均で10.3分(対前年比0.9分増)となっており、病院収容所要時間は全国平均で47.2分(対前年比4.4分増)となっている。今後も高齢化の進展、環境や生活様式等の変化を背景として、より一層の救急需要の増大及び多様化が懸念される。
- 消防庁としては、引き続き、各地域の消防機関が救急搬送を適切に行えるよう、必要な対応を進めてまいりたい。

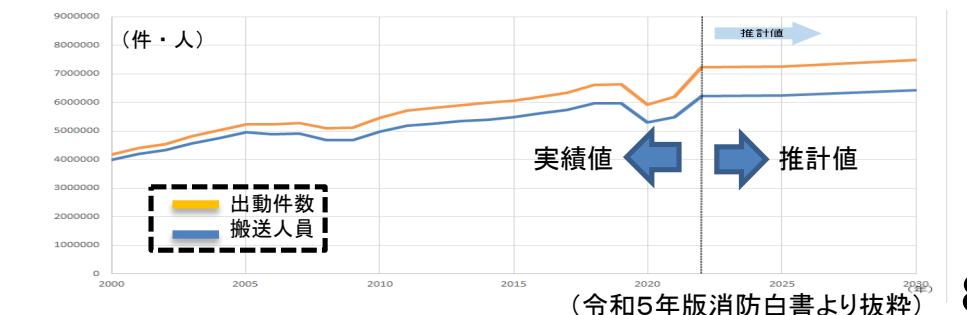
(1) 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



(2) 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



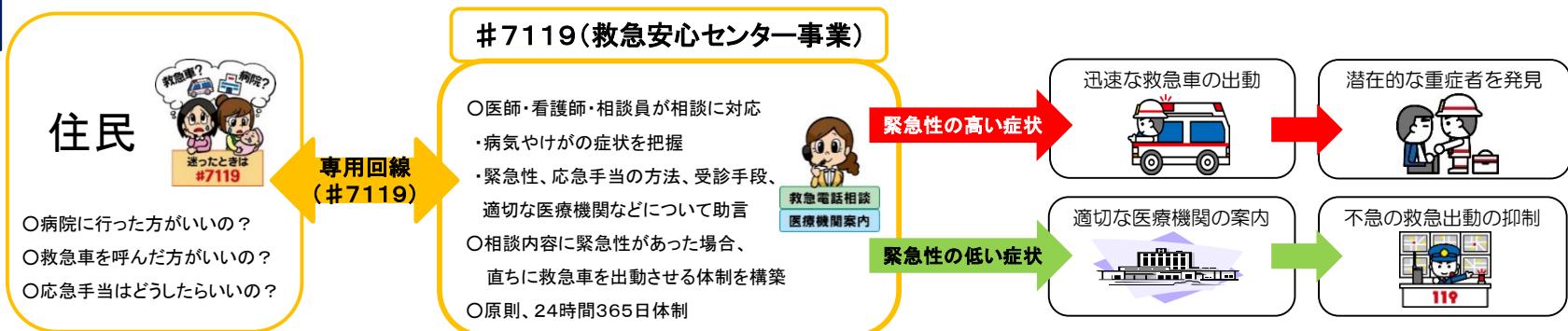
(3) 救急出動件数・救急搬送人員の年次推移とその将来推計 (2000年～2030年)



2. 増大する救急需要への対応

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院に行った方がいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることのできる救急安心センター事業（#7119）の導入を強力に推進

#7119とは？



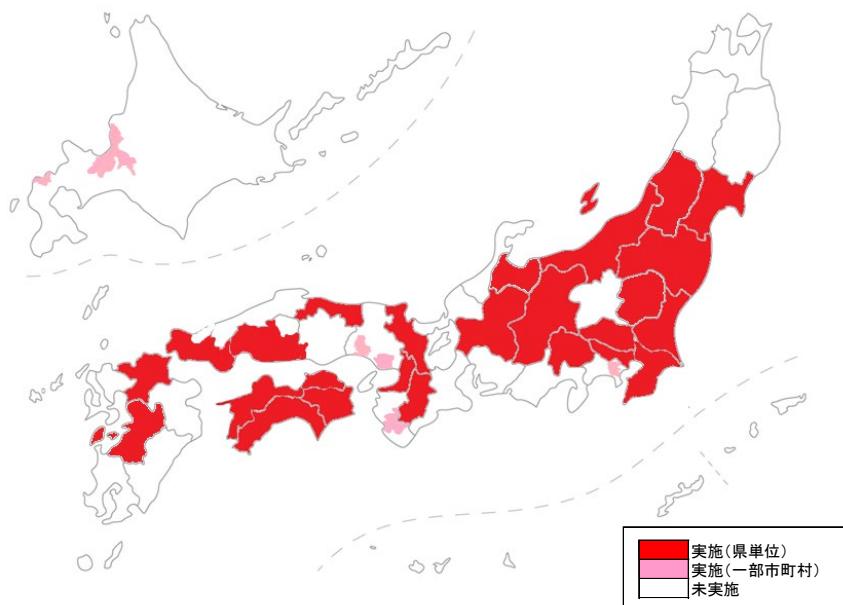
実施工業

全国29地域で実施

エリア人口: 全国 8,189万人

人口カバー率: 64.9% (令和5年度末: 58.9%、令和4年度末: 47.5%)

※令和6年5月現在



○都道府県内全域: 25地域

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都※1、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県※2、山口県※3、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県

○都道府県内一部: 4地域

札幌市周辺※4、横浜市、神戸市周辺※5、田辺市周辺※6

○開始時期

※令和6年度開始予定: 青森県・神奈川県・福井県・静岡県・名古屋市・長崎県・大分市・沖縄県 (人口カバー率78.1%)

年度	H19	H21	H24	H25	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6
開始地域数	1	2	1	1	1	1	4	3	2	1	1	1	6	6
累計	1	3	4	5	6	7	11	14	16	17	18	19	24	29
【参考】 開始地域	東京都	大阪府 奈良県	田辺市等	札幌市等	横浜市	福岡県	宮城県 埼玉県 新潟県 神戸市等	茨城県 新潟県 鳥取県 広島市等	山口県 徳島県	京都府	岐阜市等	高知県	福島県 千葉県 長野県 岐阜県 愛媛県	山形県 栃木県 富山県 香川県 熊本県

○財政措置

都道府県又は市町村の財政負担に対して「特別交付税」措置を講じている。

※1 島しょ部を除く

※2 【広島県】庄原市・大崎上島町を除く県内市町

【岡山県】井原市・笠岡市【山口県】岩国市・和木町

※3 萩市・阿武町を除く

※4 札幌市・石狩市・当別町・新篠津村・島牧村・南幌町・栗山町・岩見沢市・京極町

※5 神戸市・姫路市・芦屋市

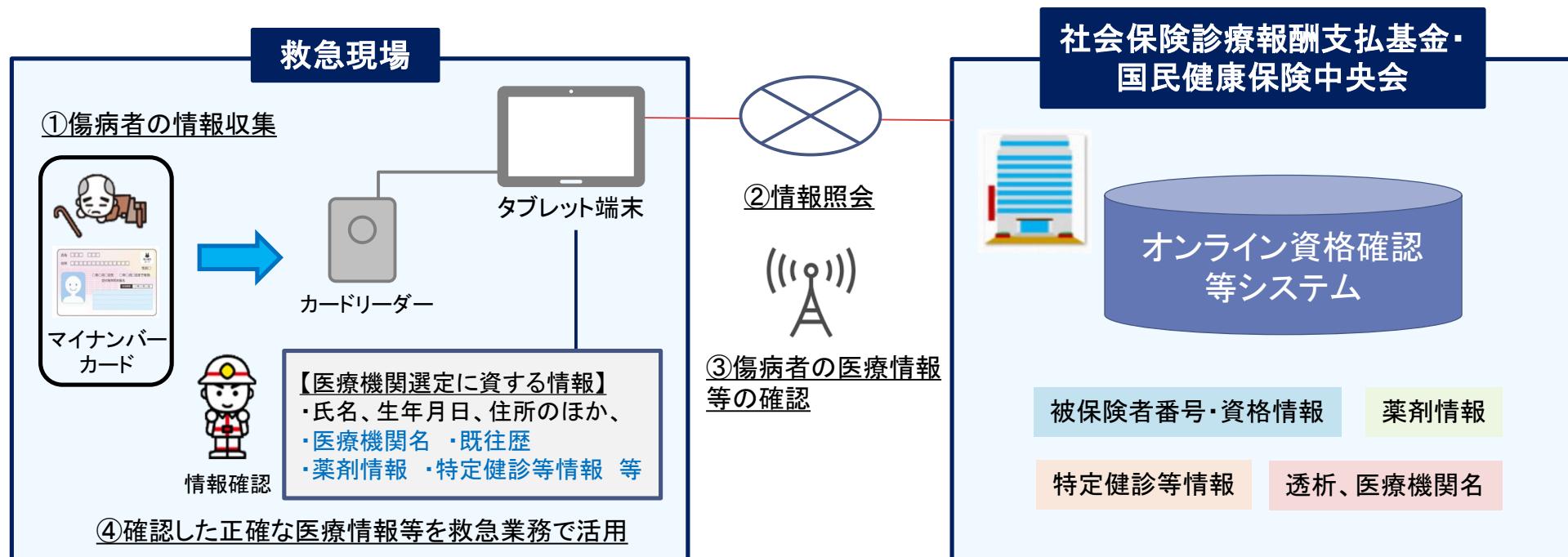
※6 田辺市・上富田町

2. 増大する救急需要への対応

事業スキーム

➤ 救急隊が、口頭聴取のみならず、マイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化・円滑化を図る取組。

オンライン資格確認等システムを基盤とした救急業務での医療情報等を閲覧する仕組み

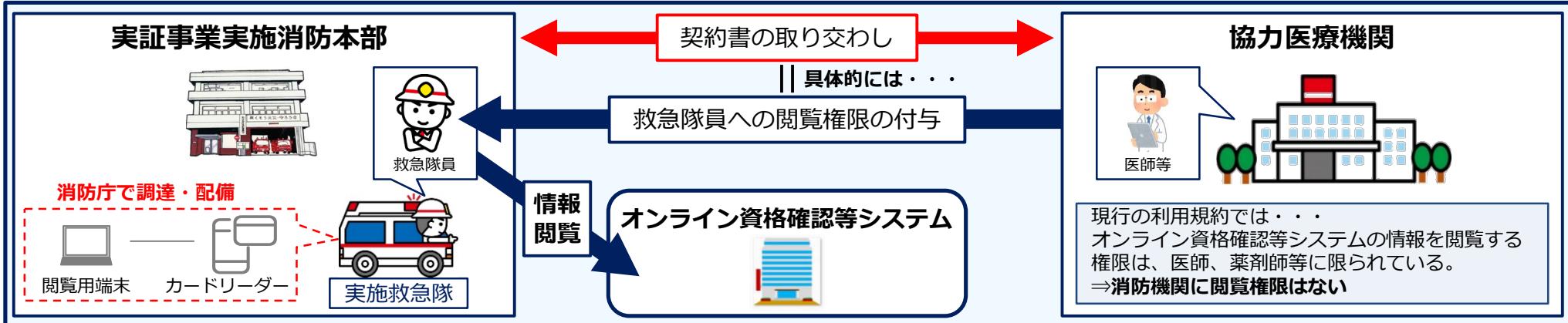


※マイナ保険証 72,073,159枚(令和6年3月31日現在)

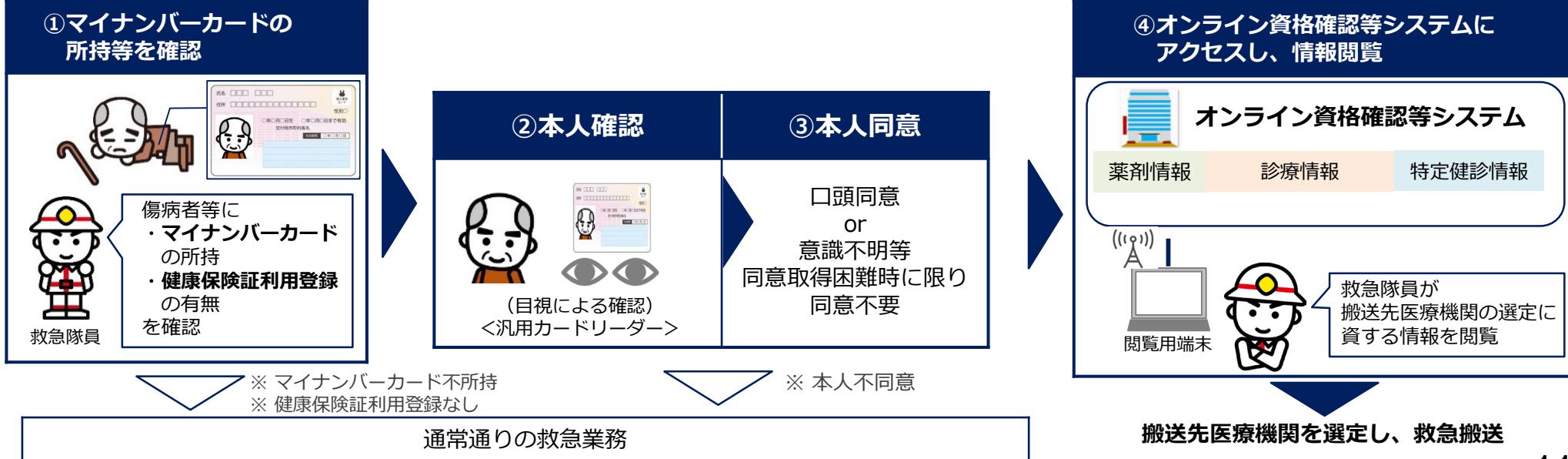
2. 増大する救急需要への対応

令和6年度 実証事業の実施

1. 実証事業開始前の準備



2. 実証事業の活動イメージ



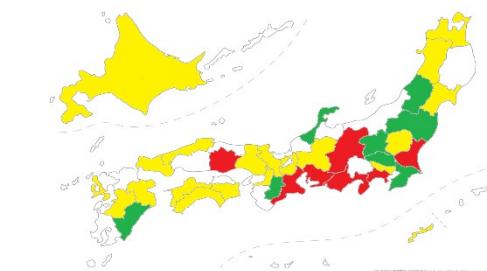
2. 増大する救急需要への対応

実証事業参加団体一覧

北海道	札幌市消防局
青森県	三沢市消防本部
宮城県	仙台市消防局
秋田県	能代山本広域市町村圏組合消防本部
山形県	山形市消防本部 最上広域市町村圏事務組合消防本部
福島県	福島市消防本部 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
茨城県	笠間市消防本部 かすみがうら市消防本部 大洗町消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部
栃木県	小山市消防本部 前橋市消防本部
群馬県	高崎市等広域消防局
埼玉県	さいたま市消防局 埼玉東部消防組合消防局
千葉県	松戸市消防局 成田市消防本部
東京都	東京消防庁 川崎市消防局 横須賀市消防局 平塚市消防本部 茅ヶ崎市消防本部 逗子市消防本部 秦野市消防本部 厚木市消防本部 伊勢原市消防本部 葉山町消防本部
神奈川県	

石川県	加賀市消防本部 能美市消防本部 長野市消防局
長野県	飯田広域消防本部 木曽広域消防本部
岐阜県	岐阜市消防本部 静岡市消防局
静岡県	浜松市消防局 磐田市消防本部 名古屋市消防局 豊橋市消防本部 大府市消防本部 尾張旭市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 津市消防本部
愛知県	
三重県	四日市市消防本部 鈴鹿市消防本部
滋賀県	彦根市消防本部
京都府	京都市消防局
大阪府	大阪市消防局
兵庫県	姫路市消防局
奈良県	奈良市消防局 奈良県広域消防組合消防本部

島根県	浜田市消防本部
岡山県	岡山市消防局 総社市消防本部 東備消防組合消防本部
山口県	防府市消防本部
徳島県	海部消防組合消防本部
愛媛県	八幡浜地区施設事務組合消防本部
高知県	土佐清水市消防本部
長崎県	長崎市消防局
熊本県	熊本市消防局
大分県	別府市消防本部
宮崎県	宮崎市消防局 都城市消防局
沖縄県	那霸市消防局
35都道府県	67消防本部



計35都道府県

3. 消防防災DXの推進

概要

【高度化に対応した消防指令・業務システムの導入】

- ・全国の要望を受け、消防指令システムの標準仕様書を令和6年3月に策定。
→P14参照

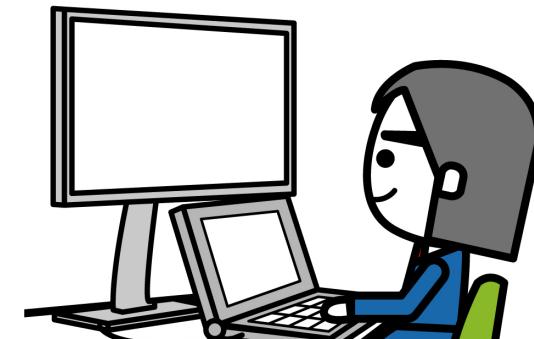
【情報収集・分析手段の充実等】

- ・緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、リアルタイムで災害情報を収集・分析できるようDX資機材（デジタル作戦卓など）を整備。また、災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、「消防庁映像共有システム」の構築に向けて取り組むとともに、技術的課題など必要な調査検討を実施。

→P15参照

【消防団へのドローン配備・講習】

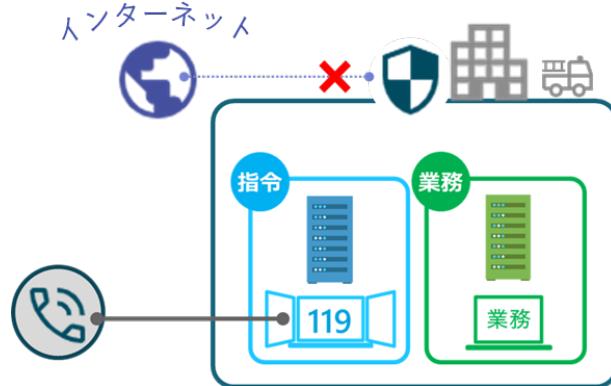
- ・消防団の災害対応能力の高度化を図るため、消防学校において消防団員に対するドローン講習を実施。
→P16参照



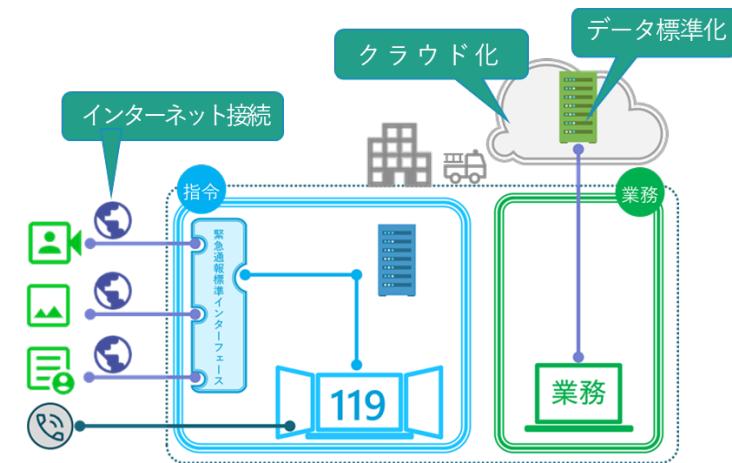
3. 消防防災DXの推進

- 消防庁では、全国の消防本部からの要望も取り入れ、①IT技術を入れたシステムの構築、②運用・導入コストの低減、③システム導入に係る業務支援、の観点から、指令システム・業務システムの標準仕様等を検討中。
- 直近では、令和6年3月に各本部が導入を検討する際に必要となる項目が記載された指令システムの標準仕様書案等を公表済み。今後、有識者検討会の議論を踏まえ、消防業務システムについても標準仕様書を公表し、全国の消防本部に普及していく。

【事業概要】

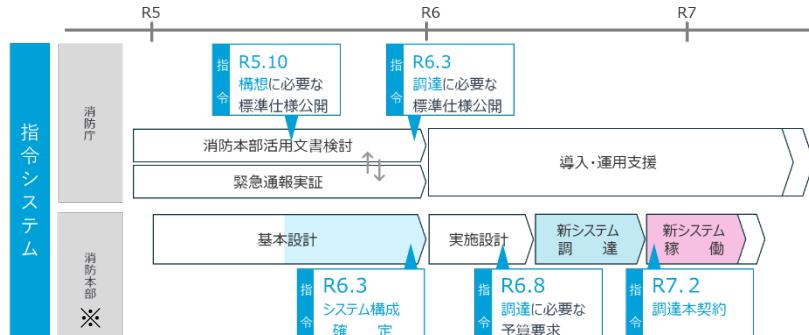


インターネットに接続されていない独立型の消防システム

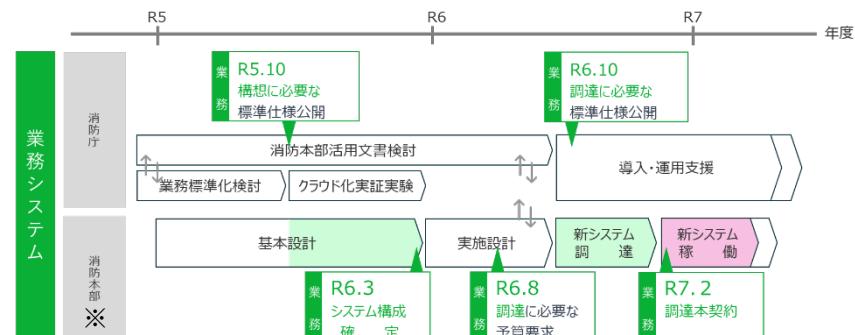


インターネットに接続され、データ連携・新機能を追加しやすい消防システム

【事業スケジュール】※各本部が最短で標準仕様を取り入れ可能となる時期を示すもの。



○指令システムは令和6年3月に標準仕様書を策定

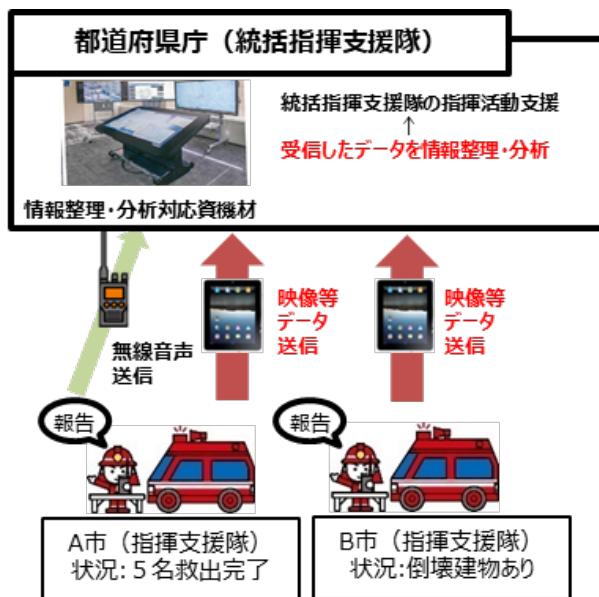


○業務システムは令和6年10月を目途に標準仕様書を取りまとめ

3. 消防防災DXの推進

DX関連資機材等の整備 (デジタル作戦卓等)

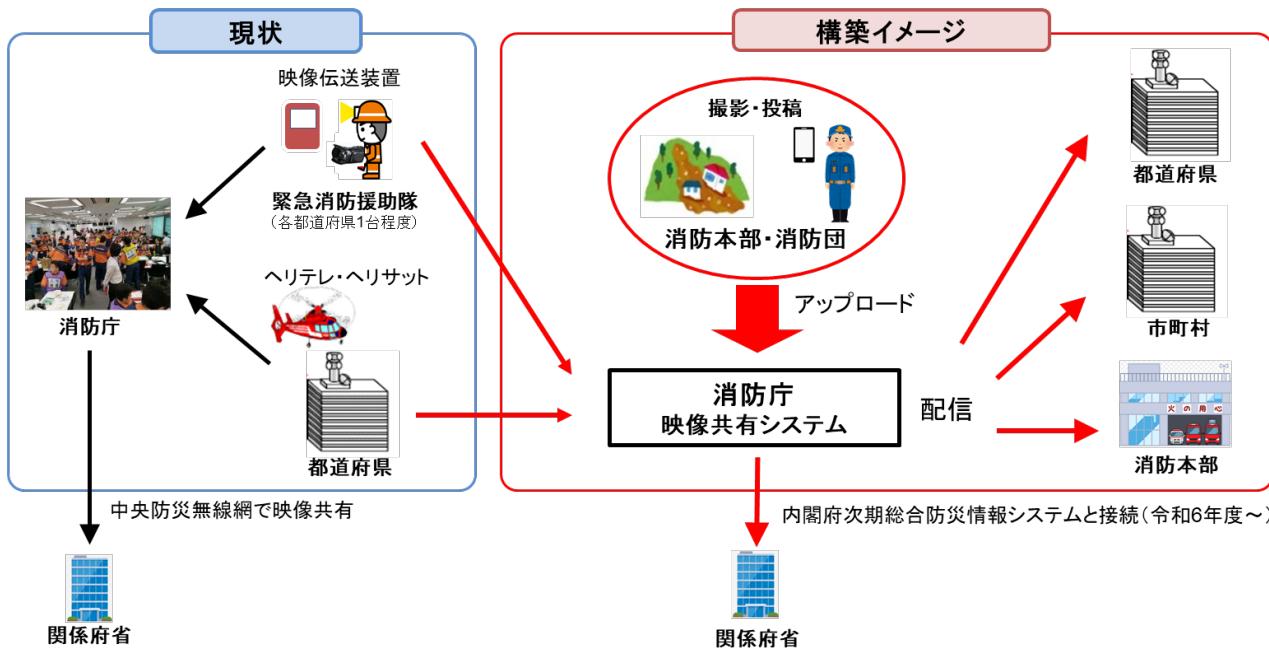
緊急消防援助隊の
より迅速・的確な活動に向け、
無線等のアナログ手法に加え
映像等のデジタル手法によりリアルタイムで
災害情報を収集・分析できるよう
DX資機材（デジタル作戦卓など）を整備



【緊急消防援助隊のDX化による
指揮支援体制強化のイメージ】

消防庁と地方公共団体との間における 映像情報共有手段の充実等

災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、
令和5年度中に投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」の
構築に向けて取り組むとともに、技術的課題など必要な調査検討を行う。
現在、内閣府（防災）が整備予定の次期総合防災情報システムへの接続を
念頭に、技術要件等を調整中。

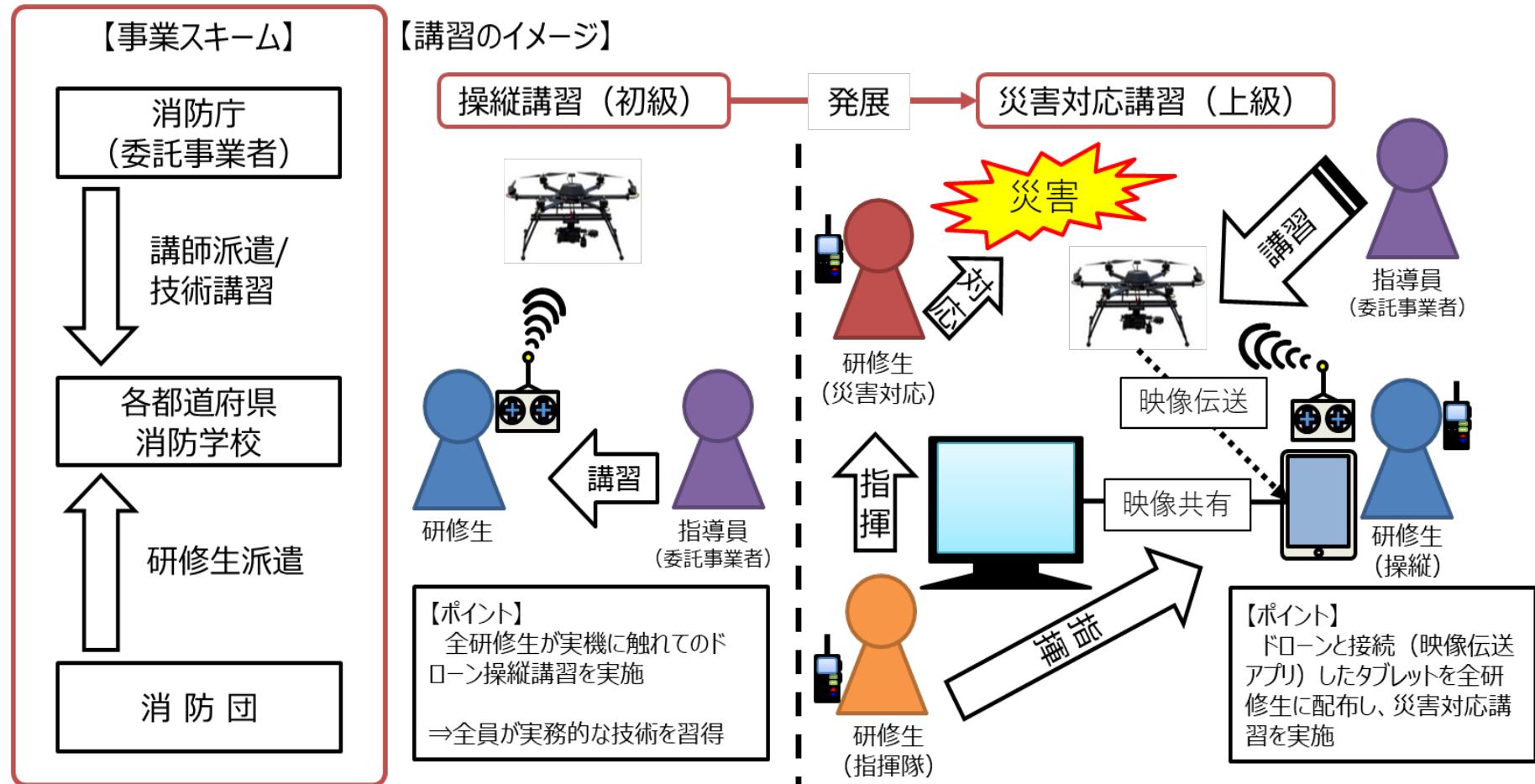


【消防庁映像共有システムのイメージ】

3. 消防防災DXの推進

消防団災害対応高度化推進事業

- 消防団の災害対応能力の高度化を図るため、消防学校において、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施。
- 令和5年度は、12団体でドローン講習を実施。
- 令和6年度においても、12団体でドローン講習を実施予定。



4. 消防団の現状と今後の取組

概要

【消防団の現状】

- ・令和5年4月1日時点の消防団員数は762,670人（前年度比▲20,908人（▲2.7%））
- ・入団者数は8年ぶりに増加し、36,395人（前年度比+2,950人）
- ・重点的に取り組んできた女性・学生・機能別団員については増加傾向。

→P18参照

【消防団員の確保に向けた主な対策】

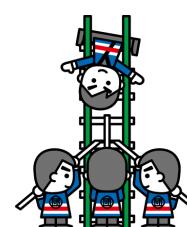
- ・消防団員の確保は喫緊の課題であることから、消防団の充実強化に向けて、女性や若者などの幅広い住民の入団促進のための広報の実施、消防団員の報酬等の待遇改善、消防団協力事業所表示制度及び学生消防団活動認証制度の活用、消防団の装備に対する支援など、様々な施策を実施。

→P19、20参照

【総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について】

- ・令和6年2月に総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」を都道府県知事及び市区町村長に対し発出するとともに、企業・大学等との連携による入団促進や、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなどの取組をまとめた優良事例集を作成し、横展開を図っている。

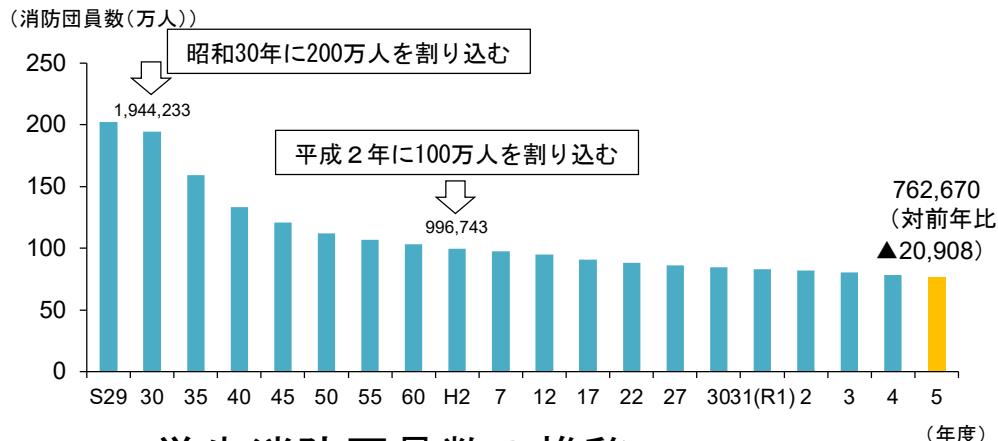
→P21～24参照



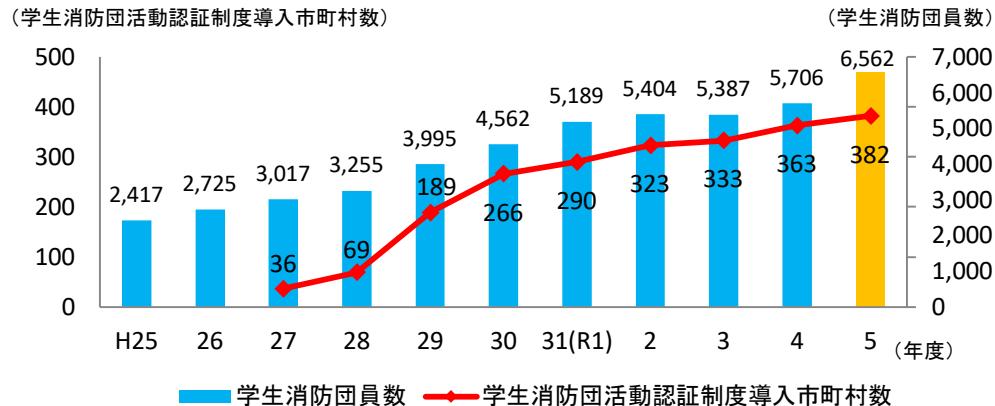
4. 消防団の現状と今後の取組

- R5.4.1時点の消防団員数は**762,670人** (対前年比▲20,908人 (▲2.7%)。入団者数：36,395人、退団者数：57,303人)
- 重点的に取り組んできた**女性団員、学生団員および機能別団員**については**増加傾向**。
 - 女性団員 **27,954人 (+351人 (+1.3%))** ※ 女性団員がいる消防団数は1,705団 (+24団)
 - 学生団員 **6,562人 (+856人 (+15.0%))** ※ 学生団員がいる消防団数は830団 (+135団)
 - 機能別団員 **34,690人 (+2,572人 (+8.0%))** ※ 機能別団員制度705市町村で導入済 (+40市町村)

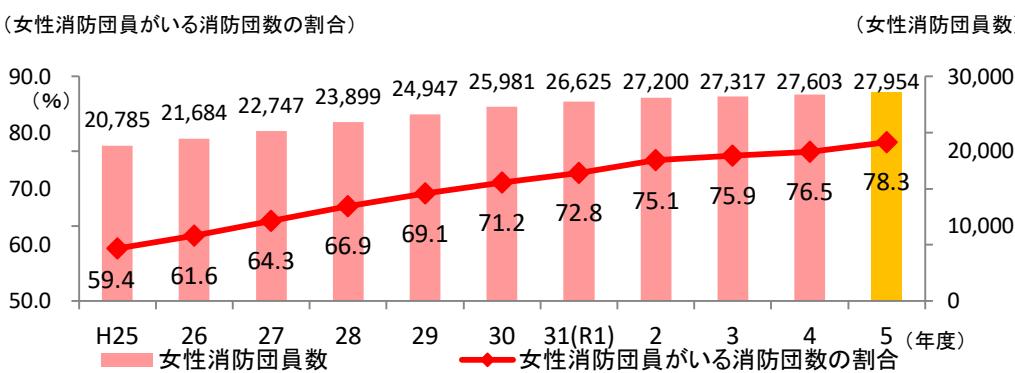
1 消防団員数の推移



3 学生消防団員数の推移



2 女性消防団員数の推移



4 機能別消防団員数の推移



4. 消防団の現状と今後の取組

消防団員の報酬等の処遇改善

1. 年額報酬

「団員」階級の者については、年額36,500円を標準額とする

2-1. 出動報酬

災害に関する出動については、1日あたり8,000円を標準額とする

※上記について地方財政措置を講じており、令和6年度から「班長」階級以上の年額報酬についても特別交付税を措置

2-2. 費用弁償

出動に伴う実費（ガソリン代等）は別途措置する

3. 支給方法

団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する

＜参考＞全国の処遇改善対応状況

年度	年額報酬	出動報酬
	標準額以上 団体の割合	標準額以上 団体の割合
R5	86.0%	84.2%

消防団の力向上モデル事業

○女性や若手が加入するような消防団となるよう、地方公共団体の創意工夫を凝らした先進的な取組を「消防団の力向上モデル事業」に
より全額国費で支援（1事業上限額：500万円）

○全国の優良事例を集め、横展開を行うことで、全国の消防団の更なる向上を促していく。

＜想定しているモデル事業の例＞

- ・消防団DXの推進
- ・免許等取得環境の整備
- ・災害現場で役立つ訓練の普及
- ・企業・大学等と連携した消防団加入促進
- ・子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



装備の充実

○消防団の救助用資機材等に対する補助金（消防団設備整備費補助金）や消防団車両の無償貸付事業を実施し、
火災以外の災害にも対応できる消防団づくりを推進



救助用資機材等搭載
多機能消防車



排水ポンプ



ボート



チェーンソー



ドローン

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団入団促進広報

- 若年層や女性を始めとする幅広い層から知名度の高いタレントを起用して、ポスターやPR動画などの広報媒体を制作
- これらをYouTubeやWEB広告、電車内ビジョン等、若者が触れる機会の多い媒体を活用して情報発信

【R5消防団入団促進ポスター】



【R5消防団入団促進動画(YouTube)】



＜ショートドラマ＞



＜メイキング映像＞

機能別消防団・分団の充実

- 多様な形で消防団活動に参画できるよう、大規模災害のみの活動や、火災予防・広報活動のみに従事するなどの機能別消防団・分団の創設を要請

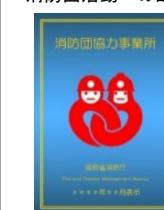


企業・大学等への働きかけ

- 被用者や学生等の加入促進に向け、総務省消防庁・都道府県・市町村それが企業・大学等を訪問し、消防団協力事業所への参画や学生消防団認証制度の普及等、消防団活動への理解・協力を要請

〈総務省消防庁消防団協力事業所(次の全てを充足)〉

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員のおおむね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等



消防庁マーク(ゴールドマーク)

〈学生消防団活動認証状〉

○○市(町村) 学生消防団活動認証状

○○ ○○様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
(活動内容)

令和〇〇年〇月〇日
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

4. 消防団の現状と今後の取組

総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について（令和6年2月6日付発出）

消防団の現状・背景

- 令和6年能登半島地震では、関係機関の支援が困難を極める中、地元消防団が懸命に活動を展開。近くにいる地域住民同士の助け合いがいかに重要な改めて痛感。
- 平時から有事を意識し、制定から10年を迎えた「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の理念の実現に努めること、とりわけ、消防団員を確保し、十分な体制を構築していくことが不可欠。
- 今一度原点に立ち返り、消防団員の思いに寄り添った対策を講じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境を構築していくことが重要。



お伝えするポイント

- ① 消防団員がやりがいを持てる環境づくり
 - 消防団の活動そのものを称える大臣表彰として「消防団地域貢献表彰」を創設。
➡ 地域と消防団員の交流を通じた理解促進など、やりがいを持てる環境づくり、負担軽減を依頼。
- ② 優良事例集を踏まえた取組の推進
 - 住民の理解促進や消防団員の負担軽減に係る取組等も含め、優良事例集を作成するとともに、幅広い住民の入団促進に向けたマニュアルを作成予定。
➡ これらを参考に、入団促進やモチベーション向上への取組の推進を依頼。
- ③ 地方財政措置拡充
 - 消防団の中心的な役割を担い、多大なご貢献をいただいている幹部・中堅団員の年額報酬について、令和6年度から地方財政措置を拡充。



結び

- 「充実強化法」の趣旨を踏まえるとともに、今後発生が懸念される大規模災害に備えるため、より一層の取組を行っていただきたい。
- 総務省消防庁としても、全国で活躍されている消防団員のご貢献に報いるべく、全力を挙げて取り組む。

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団を中心とした地域防災力の充実強化取組事例集(抜粋)※

■女性の入団促進（徳島県）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

令和4年度に開催された「全国女性消防団員活性化徳島大会」を契機に、女性消防団員の更なる活躍の促進を図り、地域防災力の強化に繋げるため、2022年2月に設立された「徳島ママ防災士の会Switch」と連携したワークショップ等を実施。

○内容

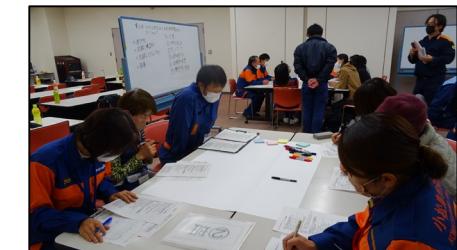
- 「女性消防団員とママさん防災士等とのワークショップ」
消防・防災分野における女性の役割・働き方などについて、班ごとに意見交換を実施
- 「女性消防団員やママさん防災士等によるトークセッション（成果発表会）」
ワークショップの成果を発表するとともに、コーディネーターを交えた意見交換を実施
- 県HPなどで動画を公開することでワークショップ等の様子を発信

○効果

ワークショップや意見交換を通じて、課題の共有や解決策の検討を行うことで、女性消防団員の更なる活躍促進を図るとともに、令和5年度には女性消防団員が28人増加し、団員確保につなげることができた。



【トークセッションの様子】



【ワークショップの様子】

■学園祭での入団促進（和歌山県和歌山市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

地域住民に消防団をより身近に感じてもらうことで、消防団の必要性や活動内容の周知を図り、特に将来の地域防災を担う若年層等の団員確保につなげることを目的として、地元国立大学と連携した広報活動を実施。

○内容

- 総勢1,500名以上が参加する和歌山大学の学園祭にて、消防団員が入団促進広報を実施するとともに、子供連れの団員も活動できるよう、キッズスペース（ウォーターシューターのコーナー）を設置。
- また、和歌山駅前にて、学生団体と各地域の消防分団約40名が、モデルチェンジしたスタイリッシュな防火服を着装し、子供用防火服の試着コーナーの設置やマスクキャラクターの活用など効果的な入団広報を行った。

○効果

- 学園祭でのキッズスペースの設置により、子供連れの団員は活動に専念することができた。
- 一新した防火服は、市民の注目度も非常に高く、消防団員のイメージアップと団員の士気高揚を図ることができ、防火服を活用した効果的な取組として奏功事例となつた。
- 本事業を通して学生や学生団体と連携できたことで、今後も大学と連携した事業を実施していく関係を確立することができた。



【学園祭に親子で参加した広報活動の様子】



【駅前での広報活動の様子】

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団を中心とした地域防災力の充実強化取組事例集(抜粋)※

■宇都宮ヤクルト販売株式会社との連携（栃木県鹿沼市）

※消防団の力向上モデル事業を活用



○経緯

消防団に対するイメージアップのほか、消防団を応援していく雰囲気づくりの醸成を図ることで、女性消防団のみならず、すべての団員の確保、地域の安全・安心につなげていくことを目的とした取組を実施。

○内容

- 消防団と、消防団協力事業所である宇都宮ヤクルト販売株式会社が連携し、地域住民(特に要配慮者)と顔の見える関係を築いているヤクルトレディが、地域住民に対して、出水期や台風シーズンを迎える前に、啓発用グッズを活用しながら、早期の避難を促す防災意識の啓発を行うなど、防火防災のための効果的な広報活動を実施。
- 上記の活動と併せて、ヤクルトレディに対する消防団への入団の呼びかけを行うとともに、ヤクルトレディが入団した場合に、勤務の免除やボランティア休暇の活用など可能な限り配慮していただき、消防団活動が円滑に実施できるよう、宇都宮ヤクルト販売株式会社と『消防団活動の充実強化に向けた支援に関する協定』を締結。

○効果

ヤクルトレディが、防火啓発・消防防災イベントの広報支援として、火災予防運動中にチラシ配布を実施した結果、以前に開催したイベントの約10倍以上の約3,000人が来場。市内のみならず、県内外の方に鹿沼市消防団の魅力を発信することができた。



【啓発活動の様子】

【協力締結式の様子】

■大学と連携した入団促進（神奈川県川崎市）

○経緯

若年層の入団促進に向け、入団手続が容易なオンライン申請フォームを整備し、若年層が利用する媒体を活用した広報活動を実施するとともに、令和4年度からの新たな取組として、大学の講義等の合間に入団募集説明会等の実施を大学に働きかけた。

○内容

- 大学事務局の協力を得て、管轄する消防署及び消防局が連携し、大学の学園祭で消防団広報ブースを出展し、消防団の説明や入団募集の案内を行うとともに、学生の入団促進に資する取組の参考とするため、消防団に関するアンケート調査を実施した。
- なお、大学の講義等の合間に入団説明会を実施すべく、現在大学と調整中。



【学園祭でのブース出展の様子】

○効果

上記で実施したアンケートの結果、約85%もの学生が消防団の存在を知っているものの、活動内容については約16%、学生団員の存在については約9%しか知らない状況が判明した。この結果を踏まえ、令和5年度においても同様の取組を実施したところ、令和5年度における学生団員数が、実施前(令和3年度)と比較して約2.5倍と増加傾向となっている。

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団を中心とした地域防災力の充実強化取組事例集(抜粋)※

■ファミリー・フェスタ（愛知県豊田市）

○経緯

団活動に励む団員とその家族に対して感謝をするとともに、休日に家族で過ごす時間を設け、一緒に楽しんでいただくことで、より一層の家族の理解を深め、併せて団員には団活動のやりがいを感じてもらうことを目的としてファミリー・フェスタを開催。また、消防団警防技術大会と同時開催したことでの、より多くの家族に消防団活動の成果を見てもらうとともに、市民に団活動を紹介するなど、消防団への入団促進を図る。



【ファミリー・フェスタの様子】

○内容

- 「消防団への応援メッセージ」の記入・掲出(学生団員が運営)
- 「消防団応援の店」に登録されたお店のブース出展(応援の店制度の掲示、団員・家族等は特典利用)
- はしご車・起震車・防火活動のPRブース等

○効果

令和4年度は約1,500人の来場者があり、令和5年度は、消防団警防技術大会と同時開催し、家庭を持つ団員向けに内容を工夫したことで、来場者は約2,500人に増加した。消防団に対する理解促進やイメージアップの向上を図ることができた。実施後のアンケートでも、「家族と過ごす良い機会であり今後も開催して欲しい」、「警防技術大会と同時開催することで、消防活動をたくさんの方に見てもらえる機会になりモチベーションアップにつながっている。」と好意的な回答が多く見られた。

■消防団アプリの導入（静岡県袋井市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

- 災害発生時における被災状況の迅速な情報共有、団員の事務負担軽減を目的として、出動指令から出動状況の把握、現場情報の共有、事後処理まで消防団活動におけるあらゆるプロセスを一元管理できるアプリを導入。

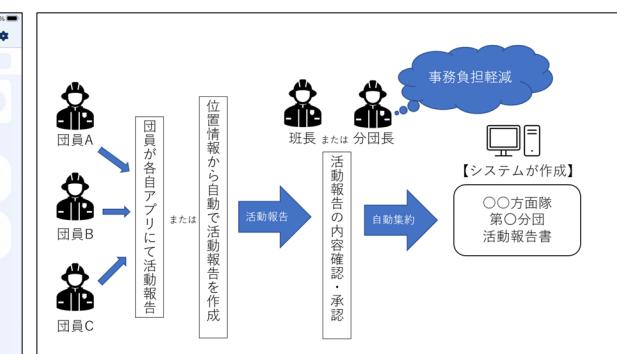
※ スマートフォンのみならず、PCでも利用可能

【主な機能】

- ・出動指令の通知、活動時間の管理
- ・団員の参集状況や位置情報、周辺水利のマップ表示
- ・活動報告書の自動作成
- ・映像など被災状況の共有 等



【アプリのイメージ】



- システムの導入により、災害発生時には、災害発生場所への経路を確認できるとともに、延焼・浸水区域などの現場状況、水利情報、GPS機能等による出動団員の位置などを共有することで、現場での指示や判断がこれまで以上に正確かつ迅速に行われるだけでなく、活動内容をシステムで一元管理し、活動報告書が自動作成されることで、各種手続を簡略化することができるほか、平時においても、訓練や防火指導など各種イベントのスケジュールや車両・資機材の管理、報酬等や税額の自動計算などを行うことで、団員の事務負担の軽減を図った。

5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

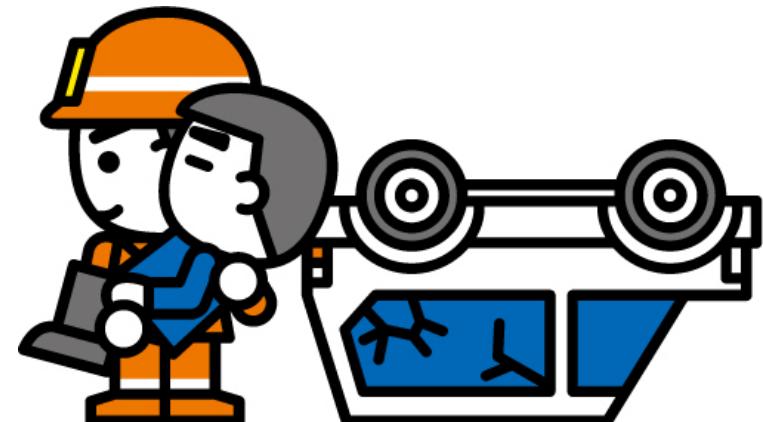
概要

【緊急消防援助隊】

- ・大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度。平成7年創設。
- P26参照

【令和6年能登半島地震における消防機関等の対応】

- ・令和6年能登半島地震の際は、消防庁長官から災害発生自治体からの要請を待たず出動の指示。
- P27参照



5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための**全国的な消防の応援制度**

被災県知事からの応援要請※



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動

登録隊数 6,661隊 25,504人 (令和6年4月1日時点)

＜緊急消防援助隊が出動した災害対応状況＞



栃木県足利市林野火災
撮影:横浜市消防局



静岡県熱海市土石流災害
撮影:甲府広域組合消防本部



令和6年能登半島地震
撮影:消防庁

※または、災害の規模等に照らし、緊急を要し要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めるとき

＜緊急消防援助隊の出動実績＞

○発足から約28年間で、44回の出動

※令和6年2月21日時点

○内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む。）16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回

＜緊急消防援助隊が出動した近年の災害＞

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動人員
平成28年熊本地震	273名	H28.4.14～4.27	14日	5,497人
平成28年台風第10号による災害	29名	H28.8.31～9.9	10日	1,044人
栃木県那須町雪崩事故	8名	H29.3.27～3.28	2日	10人
平成29年7月九州北部豪雨	44名	H29.7.5～7.25	21日	4,203人
大分県中津市土砂災害	6名	H30.4.11～4.14	4日	135人
大阪府北部を震源とする地震	6名	H30.6.18	1日	11人
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	271名	H30.7.6～7.31	26日	5,385人
平成30年北海道胆振東部地震	43名	H30.9.6～9.10	5日	827人
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4名	R1.8.28～8.31	4日	146人
令和元年東日本台風（台風第19号）による災害	121名	R1.10.13～10.18	6日	1,038人
令和2年7月豪雨	88名	R2.7.4～7.15	12日	1,999人
栃木県足利市林野火災	0名	R3.2.25～3.3	7日	145人
静岡県熱海市土石流災害	28名	R3.7.3～7.26	24日	3,099人
令和6年能登半島地震	241名	R6.1.1～2.21	52日	17,284人

5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

- 1/1 16:10 震度7（石川県輪島市、志賀町）
16:30 消防庁長官から緊急消防援助隊出動の求め
17:30 消防庁長官から5府県※に対し出動の指示
(※愛知県、京都府、大阪府、岐阜県、富山県)
17:32 富山県防災ヘリにより情報収集活動を実施
その後も、消防庁長官の出動指示を適宜適切に行い、発災翌日から現地で2,000名を超える規模の部隊を展開

〔出動指示を受けた21都府県〕（3月5日現在累計）

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県

※消防防災ヘリは最大22機体制で運用

消防活動の概要（3月5日 14時00分時点）

〔消火活動〕

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

〔救助・捜索活動〕

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

〔救急活動〕

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
 - 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送
- 〔その他〕
- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
 - 消防庁職員による火災原因調査

救助・救急活動の実績（3月5日 14時00分時点）

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ7万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施
- これまでに、消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防機関	140人	1,923人
②緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土嚢を埋め、通行を可能とする応急対策を実施



1月6日、緊急消防援助隊京都府大隊が、珠洲市内において、DMAT等と連携して、倒壊した建物内女性（90代）を発災から124時間ぶりに救出し搬送



1月15日、緊急消防援助隊三重県大隊が、DMAT等と連携して、輪島市の高齢者施設入居者を搬送（自衛隊ヘリに引き継ぎ）



1月16日、緊急消防援助隊大阪府大隊が、消防用水確保のため輪島市立河井小学校プールに給水活動を実施



1月19日、緊急消防援助隊京都府大隊が、高齢者施設の入居者を消防ヘリコプターで金沢市内の病院へ搬送

6. 国民保護体制の強化

概要

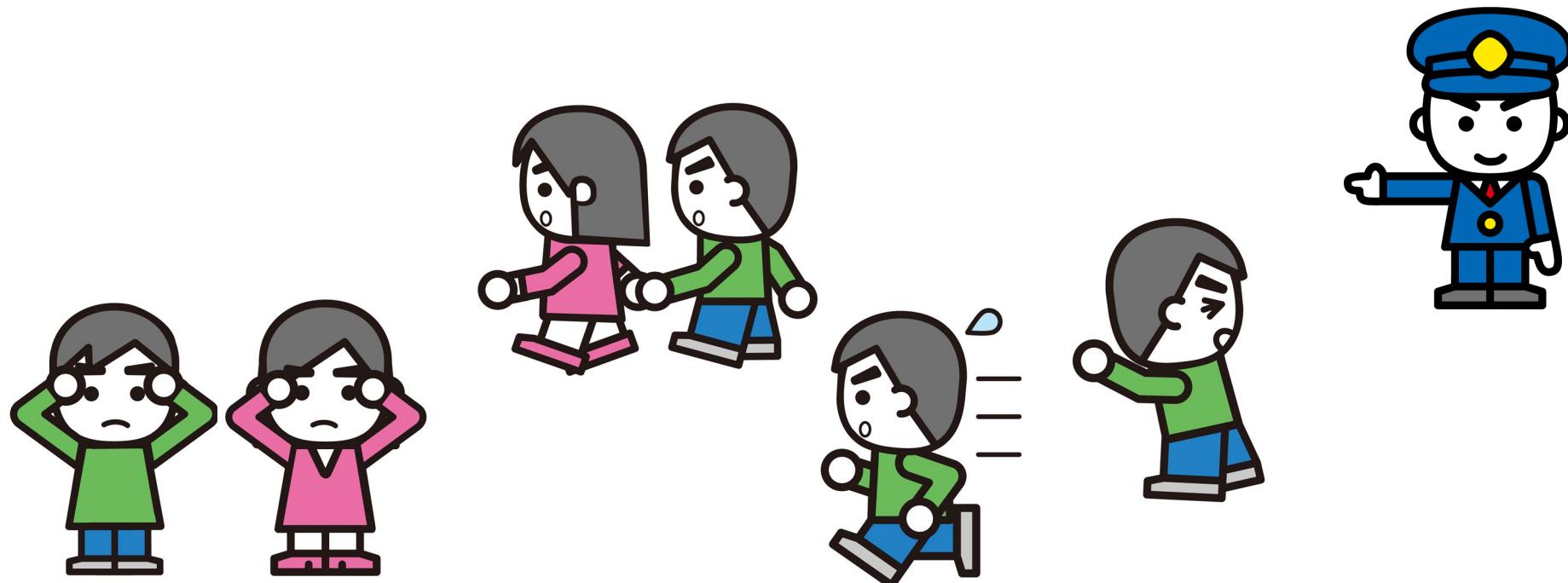
【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

- ・弾道ミサイル飛来時にどのような行動を取るべきか、住民の理解を深めるとともに、関係機関の連携強化が重要であることから、消防庁は内閣官房と連携し、国と地方公共団体と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施。

※令和5年度末時点における共同訓練の実施状況

(平成29年3月から令和6年3月まで)：42都道県83市区町村84件

→P29参照



6. 国民保護体制の強化

1. これまでの実績

- 弹道ミサイル飛来時にどのような行動を取るべきか、住民に理解を深めていただくとともに、関係機関が連携の強化に努めることは大変重要であり、消防庁は内閣官房と連携し、国と地方公共団体と共に弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施している。
- 令和5年度末時点における共同訓練の実施状況（平成29年3月から令和6年3月まで※）：42都道県83市区町村84件

<参考>

地方公共団体単独の訓練：41都道府県209市区町村574件 共同訓練及び単独訓練の合計：47都道府県273市区町村658件

※平成30年6月以降、国際情勢の変化を踏まえ、共同訓練の実施を当面見合わせていたが、令和4年に入り、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていることなどを踏まえ、令和4年9月から再開している。

2. 令和5年度の訓練実績 国と地方公共団体の共同訓練について、28都道府県43件を実施 (R6.3.31現在)

No.	訓練実施市町村	実施時期	No.	訓練実施市町村	実施時期	No.	訓練実施市町村	実施時期
1	青森県 つがる市	令和5年 5月 10日	16	岐阜県 大垣市	令和5年 10月 10日	31	埼玉県 上里町	令和5年 12月 19日
2	山形県 高畠町	令和5年 6月 6日	17	徳島県 勝浦町	令和5年 10月 12日	32	大分県 宇佐市	令和6年 1月 14日
3	富山県 富山市	令和5年 7月 19日	18	長崎県 五島市	令和5年 10月 23日	33	東京都 中野区	令和6年 1月 15日
4	北海道 札幌市	令和5年 8月 4日	19	三重県 四日市市	令和5年 10月 24日	34	栃木県 小山市	令和6年 1月 22日
5	熊本県 水俣市	令和5年 8月 5日	20	北海道 沼田町	令和5年 10月 27日	35	香川県 高松市	令和6年 1月 22日
6	石川県 かほく市	令和5年 8月 7日	21	宮崎県 五ヶ瀬町	令和5年 10月 31日	36	和歌山県 那智勝浦町	令和6年 1月 29日
7	大分県 真杵市	令和5年 8月 22日	22	大阪府 和泉市	令和5年 11月 5日	37	徳島県 阿南市	令和6年 2月 1日
8	新潟県 見附市	令和5年 8月 26日	23	東京都 練馬区	令和5年 11月 6日	38	岩手県 盛岡市	令和6年 2月 8日
9	新潟県 佐渡市	令和5年 8月 27日	24	宮城県 仙台市	令和5年 11月 8日	39	熊本県 熊本市	令和6年 2月 9日
10	北海道 網走市	令和5年 8月 29日	25	徳島県 徳島市	令和5年 11月 9日	40	沖縄県 石垣市	令和6年 2月 12日
11	福井県 勝山市	令和5年 8月 31日	26	新潟県 新発田市	令和5年 11月 10日	41	広島県 海田町	令和6年 2月 15日
12	徳島県 那賀町	令和5年 9月 8日	27	新潟県 魚沼市	令和5年 11月 11日	42	佐賀県 玄海町	令和6年 2月 17日
13	愛知県 弥富市	令和5年 9月 10日	28	新潟県 新潟市	令和5年 11月 16日	43	宮崎県 西米良村	令和6年 3月 1日
14	宮崎県 木城町	令和5年 10月 2日	29	北海道 歌志内市	令和5年 11月 17日			
15	福島県 桑折町	令和5年 10月 7日	30	滋賀県 大津市	令和5年 12月 14日			

3. 訓練の概要

① 住民避難訓練

- ・ 防災行政無線等によるミサイル発射に関する情報伝達
- ・ 緊急一時避難施設を始めとする屋内、地下等への避難
- ・ 屋内や地下等への避難が間に合わない場合は、その場で身を守る措置



【地下施設への避難】 【初動対処訓練】

② 市町村職員の初動対処訓練

- ・ 「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等の手引き」及び「弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル作成の手引き」※を活用し、市町村職員の初動対処の手順を確認するとともに訓練を実施

※ ミサイル発射からおおむね30分の初動対処（情報伝達、被害情報の収集・県との共有等）の手順を記載

7. 行政事業レビューシート 事業名・掲載URL

事業名

事業番号	事業名	事業番号	事業名
0181	緊急消防援助隊の派遣体制の強化	0195	災害応急対策
0182	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	0196	国民保護体制の整備推進
0183	緊急消防援助隊の無償使用車両・資機材の整備	0197	消防庁の所管するシステムの運用
0184	消防力の維持向上	0198	住民への災害情報を伝達する手段
0185	消防職員等の意識改革や環境整備	0199	衛星通信を用いた非常用通信手段の高度化の検討
0186	消防防災施設整備費補助金	0200	地方公共団地における消防防災体制の充実強化
0187	G7広島サミットにおける消防・救急体制等の整備	0201	火災予防の推進
0188	救急救命体制の整備・充実	0202	消防用機器の国際動向への対応等
0189	地方公共団体の災害対応能力の強化	0203	手続の電子申請
0190	国内・国際の救助技術の高度化	0204	危険物事故防止対策の推進
0191	消防の国際協力及び国際貢献の推進	0205	コンビナート災害対策等の推進
0192	消防大学校における教育環境の整備	0206	「統合イノベーション戦略2022」に基づく研究開発
0193	消防団等地域防災力の充実強化	0207	消防の科学技術に関する研究開発に関する事業
0194	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化		

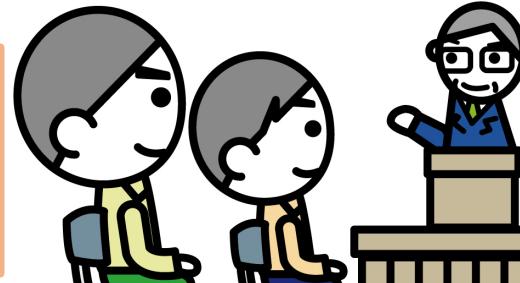
掲載URL

https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou5/kizon/kizon_r5_7-4.html

8. 白書・検討会等について

白書

- ・消防白書
(<https://www.fdma.go.jp/publication/#whitepaper>)



検討会

- ・輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会
- ・消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会
- ・救急業務のあり方に関する検討会
- ・予防行政のあり方に関する検討会
- ・可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会
- ・火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会
- ・水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会
- ・危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会
- ・新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会
- ・石油コンビナート等防災体制検討会
- ・救助技術の高度化等検討会
- ・消防指令システムの高度化等に向けた検討会

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/)



令和 6 年度
主要な政策に係る評価書

政策19 消防防災体制の充実強化

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

<緊急消防援助隊の充実強化>

1. 概要・背景等

1. 緊急消防援助隊の概要

- 緊急消防援助隊は大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度
- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）を策定
- 基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊（車両・ヘリ）を登録
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法50条に基づく無償使用制度を活用した車両・資機材を整備

2. 緊急消防援助隊創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。平成15年6月消防組織法の改正により法制化（平成16年4月施行）
- 創設以後、44回の出動
内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む。）16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回
※能登半島地震では、災害発生自治体からの要請を待たず消防庁長官指示（消防組織法第44条第2項）による出動

3. 緊急消防援助隊創設の充実強化

- 激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊の充実強化に取り組んでいく必要がある

大規模な火災・事故・災害の場合

○国の対応 = 緊急消防援助隊

○消防庁長官の出動指示、求めによる
緊急消防援助隊の全国規模の応援
(消防組織法第44条)

被災県知事からの応援要請

消防庁長官の求め又は指示

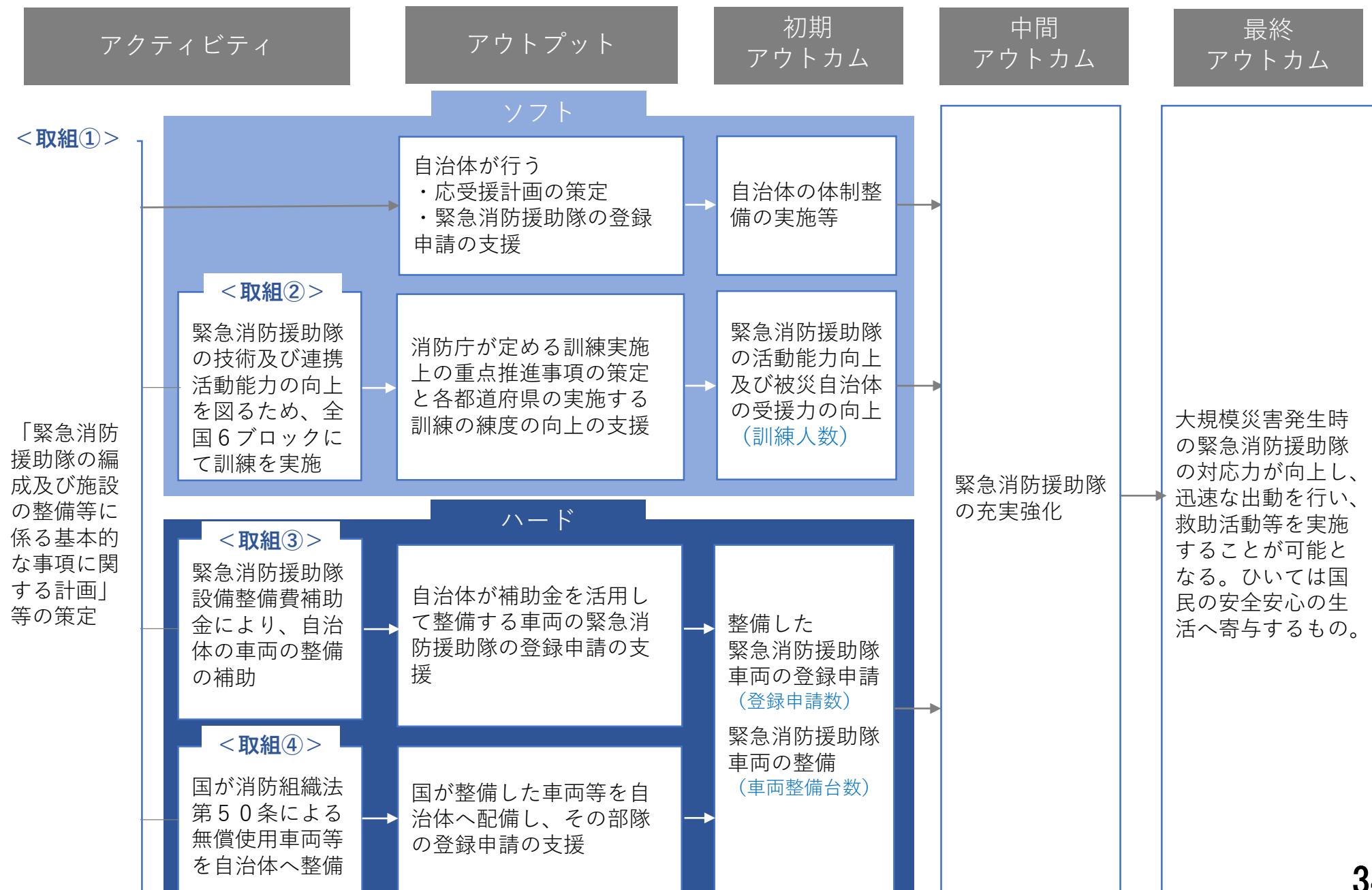
緊急消防援助隊の出動

局地的な災害：
近隣県から出動

南海トラフ地震等：全国から出動

※緊急消防援助隊の活動に係る経費については、消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担となっている。

2. 効果発現経路について



3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組①

- 緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、基本計画を定めており、おおむね5年ごとに改正を行ってきたところ。第4期計画(計画期間:平成31年から令和5年度)の改正では、南海トラフ地震等への対応力の強化として部隊数を増強するほか以下の内容を規定。

これまでの計画の経緯		
基本計画	目標隊数	部隊編成の改定
第1期(H16-20)	3,000隊	指揮隊の新設、特殊装備小隊の新設
第1期中改定(H18-20)	4,000隊	—
第2期(H21-25)	4,500隊	—
第3期(H26-30)	6,000隊	統合機動部隊を新設、ドラゴンハイパー・コマンドユニットを新設
第4期(H31-R5)	6,600隊	土砂・風水害機動支援部隊を新設、NBC災害即応部隊を新設等

- 土砂・風水害現場での救助活動に活用する特殊車両・資機材を計画的に配備し、被災地に機動的に投入できる体制の整備が重要であることから、水陸両用車、重機など、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両等により編成する土砂・風水害機動支援部隊を創設した。

<近年の土砂・風水害災害の例>



H28年台風第10号による災害



H30年7月豪雨



R2年7月豪雨



R3年熱海市土石流災害

- 令和初期は国際的イベントが多く予定されており、テロ災害への対処が必要であった。NBCテロ災害では、自らを防護しつつ、救助・除染・搬送を迅速に行うことが不可欠であり、特殊な装備を有した部隊を設け、テロ発生時に被災地へ迅速に投入する体制の整備が重要であることから、NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成するNBC災害即応部隊を創設した。

- そのほか、緊急消防援助隊の運用をより効果的とするために、所要の改正を行った。

- > 基本計画の改正を自治体へ周知し、自治体が行う応受援計画の策定及び緊急消防援助隊の登録申請に係る支援を国が実施
> 自治体の体制整備の構築を実施

3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組②

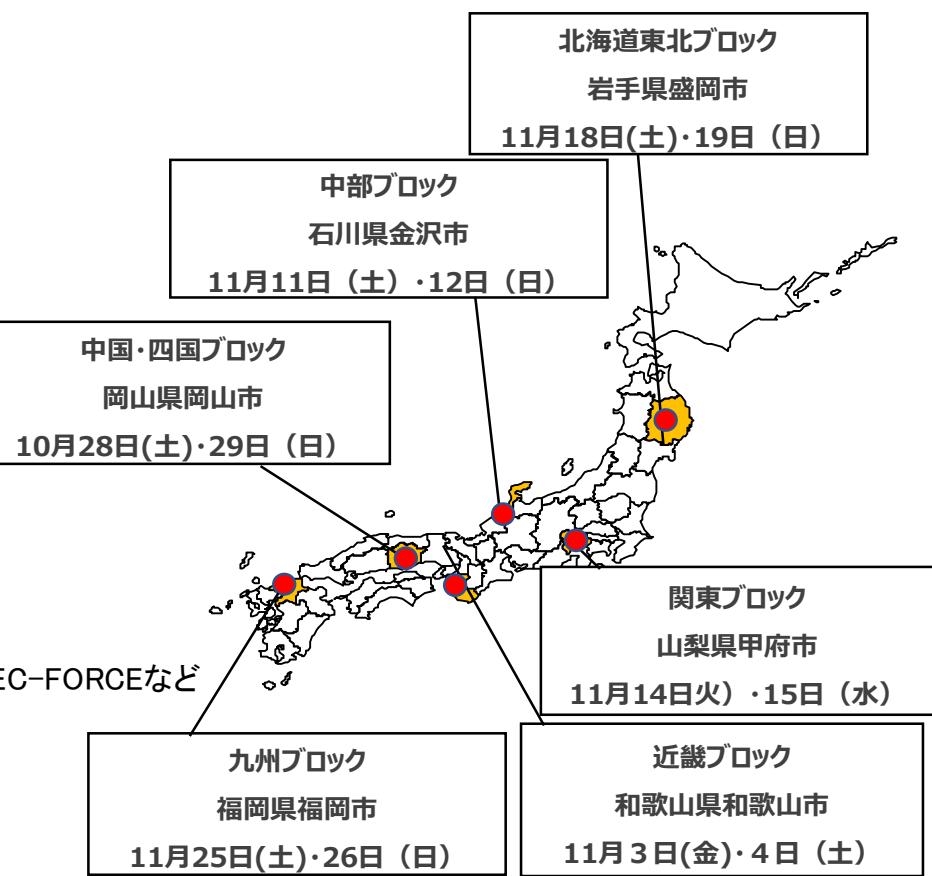
- 緊急消防援助隊基本計画に基づき、**緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため**、都道府県及び市町村の協力を得て、平成8年度から全国を6ブロックに分け、ブロックごとに毎年実施。
- 長官が毎年度定める訓練実施上の重点推進事項(**指揮隊等の運用強化、無償使用車両の積極活用、関係機関との連携強化など**)に基づき計画。
- 関係機関との連携を行なながら訓練することにより、
各都道府県の実施する訓練の練度の向上と緊急消防援助隊の活動能力向上及び受援力の向上につながる。
- 訓練を実施継続することで、訓練参加する自治体の隊員が増え、
各自治体での緊急消防援助隊の派遣に対する体制整備が行われることで、登録隊数の増加が見込まれる。

<訓練概要>

図上訓練…消防応援活動調整本部、指揮支援本部、災害対策本部運営など
部隊運用訓練…大規模危険物火災、土砂災害、空中消火、津波災害など
関係機関 消防団、自衛隊、海上保安庁、警察、DMAT、ドクターヘリ、TEC-FORCEなど



令和5年度ブロック合同訓練開催場所及び開催日



成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急消防援助隊の活動能力向上及び被災自治体の受援力の向上	緊急消防援助隊の訓練人数 ※消防機関のみ	成果実績	人	424	1,372	3,771
		目標値	人	-	424	3,771
		達成度	%	-	323.6	122.8

3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組③

■ 緊急消防援助隊に必要な車両について、消防組織法第49条に基づく補助制度を活用し、必要な車両を整備

消防組織法第49条に基づき、緊急消防援助隊に係る第45条第2項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助し、その整備した車両を緊急消防援助隊に登録することで緊急消防援助隊の車両・装備等の充実強化を図るもの。

※消防組織法第45条第2項の計画…緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

- 補助対象…緊急消防援助隊が使用する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、救助消防ヘリコプター、その他特殊な車両及び資機材(搬送用アイソレーター装置を含む)等並びに緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線

補助率 1/2	一般財源 1/2
---------	----------

緊急消防援助隊設備整備費補助金による車両等の整備数	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	台	297	323	244

※整備後、緊急消防援助隊の登録を申請

車両等のイメージ】



消防ポンプ自動車



救急自動車



支援車



消防活動二輪車



ヘリコプター



海水利用型消防水利システム



消防艇



搬送用アイソレーター装置



除染シャワー



救助用資機材

など

3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組④

■ 緊急消防援助隊に必要な車両について、消防組織法第50条に基づく無償使用制度を活用し、必要な車両を整備

緊急消防援助隊の活動に必要な財産や物品について、NBCテロ災害に対応するための設備や、緊急消防援助隊として出動する場合には使用されるが、それ以外の場合での使用がほとんど想定されない資機材、車両など、単独の自治体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、自治体における整備に任せず、国が責任を果たすために、自らが有する財産・物品を自治体に無償で使用させることにより供用を可能とするもの。

【消防組織法第50条】

総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条及び財政法（昭和22年法律第34号）第9条第1項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産（国有財産法第2条第1項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
			成果実績	小隊	27	2
緊急消防援助隊の登録隊数を増強	無償使用制度車両登録数	目標値	小隊	28	2	29
		達成度	%	96.4	100	0.0



拠点機能形成車



特別高度工作車

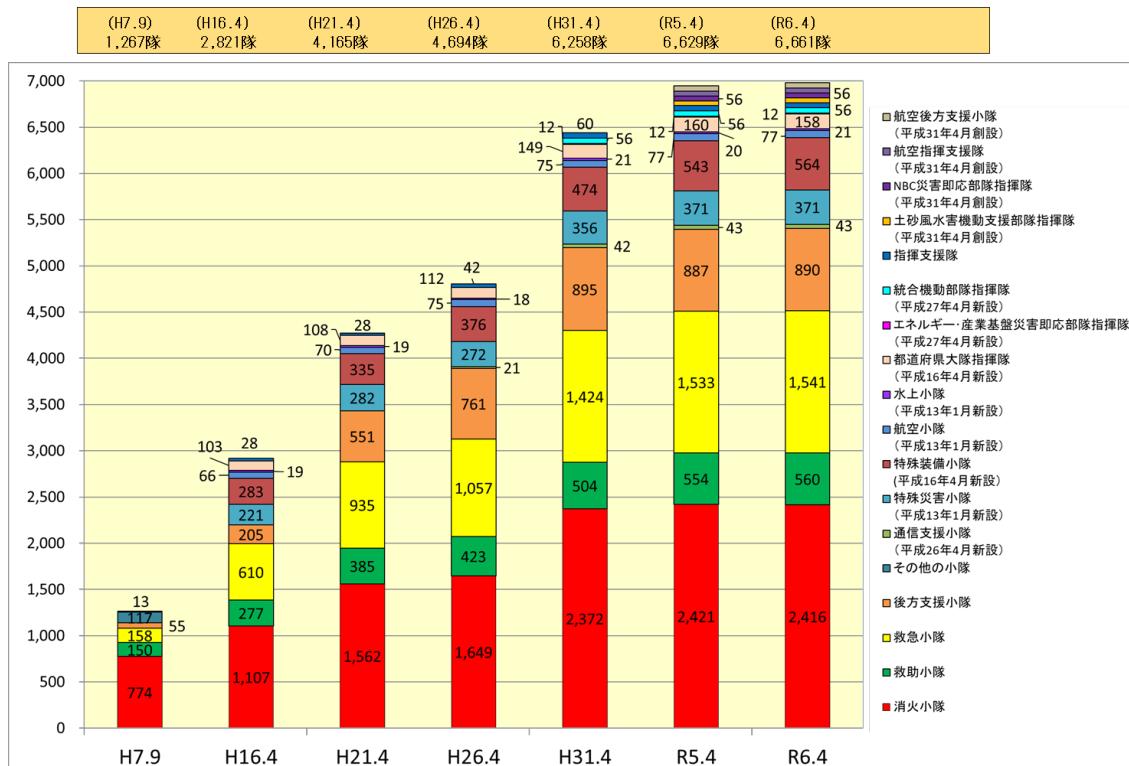


小型救助車

4. 緊急消防援助隊の充実強化に係る成果

これまでの取組状況を踏まえた効果(緊急消防援助隊の登録隊数)

- 緊急消防援助隊は、令和5年度末までにおおむね6,600隊を目指に取り組み、令和6年4月1日時点で6,661隊の登録を完了。
- これは、全国の消防本部において、車両等の整備に伴う財政支援や全国で実施されるブロック訓練等を通じて、市町村単位で実施する訓練では実施が難しい関係機関との連携訓練などを実施することで、緊急消防援助隊の制度面の理解と協力体制を基に、緊急消防援助隊の登録促進に寄与しているものである。



成果目標	定量的な成果指標	△	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度
令和5年度までの緊急消防援助隊登録隊数を6,600隊まで増隊	緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定) 第2期計画4,500隊(H21-25) 第3期計画6,000隊(H26-30) 第4期計画6,600隊(R1-R5)	成果実績	隊	6,546	6,606	6,629	6,629
		目標値	隊	6,600	6,600	6,600	6,600
		達成度	%	99.2%	100.1%	100.4%	100.4%

5. 緊急消防援助隊の災害への活動状況

1. 出動状況

- 1月1日16時30分、災害の規模等に照らし緊急を要し要請を待ついとまがないと判断し、消防組織法第44条第2項に基づき、被災県知事からの要請を待たずに消防庁長官の「出動の求め」を行い、緊急消防援助隊が出動した。
- 1月1日17時30分、災害の状況(甚大性)等を踏まえ、この災害の緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の「出動の指示」に切り替えた。(過去に「出動の指示」を行った事例は、東日本大震災、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨及び静岡県熱海市土石流災害)

2. 活動規模

- 緊急消防援助隊 21都府県が出動
- 緊急消防援助隊の活動期間 1/1～2/21 52日間
- 延べ人員(日ごとの累計)約17,000隊 59,000人

※令和6年2月21日時点

被災県名	陸上	航空(航空指揮支援隊、航空後方支援小隊含む。)	救助・救急実績
石川県	群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県 19都府県	群馬県、埼玉県、千葉市、東京消防庁、横浜市、川崎市、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、静岡市、浜松市、名古屋市、三重県、滋賀県、京都市、大阪市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県 ヘリ延べ22機	救助人数 295人 搬送人数 1,577人



※救助実績は、地元消防本部等と協力し救出したものを含む。

3. 活動状況

【消火活動】

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

【救助・捜索活動】

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

【救急活動】

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送

【その他】

- 消防防災ヘリによる効率集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査



3日 捜索活動
石川県輪島市門前町
【愛知県大隊】
撮影:名古屋市消防局



8日 航空機輸送
入間基地
【神奈川県大隊】
撮影:横浜市消防局

6. 現状・課題（現在地及びそれに対する評価）

緊急消防援助隊の登録隊数

登録隊数については、令和5年度までの目標数（6,600隊）を達成している。

緊急消防援助隊における課題

緊急消防援助隊は、災害等への対応を迅速かつ的確に行うために、部隊規模やその部隊の運用の検討を行いながら、市町村消防の協力を得て、組織されており、国（消防庁）としての施策、都道府県、市町村等で定める計画策定などを着実に行うとともに、車両資機材の充実、部隊の連携強化を図る必要がある。

緊急消防援助隊が果たすべき役割

- 切迫する大規模地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）への対応
- 気候変動の影響による激甚化・頻発化する風水害等への対応
- 多様化する災害（火山災害、N B C災害等）への対応
- 大規模災害時に長期化する災害への対応

役割を果たすために必要な取組

- 国民の生命、身体、財産の保護を行うため、国家的非常災害が発生した場合に必要な緊急消防援助隊の部隊規模の見直し
- 激甚化・頻発化する災害に対して緊急消防援助隊の被災地への迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備
- 多様化する災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊の車両・資機材等の装備の充実強化
- 教育訓練を通じて緊急消防援助隊と関係機関の連携強化

7. 緊急消防援助隊の充実強化に係る今後の方向性

- 緊急消防援助隊第5期基本計画について、南海トラフ地震等の今後想定される国家的非常災害への対応力を強化するために、令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動も踏まえ、目標登録隊数の増隊及び新たな部隊の創設並びに効果的な運用について検討を進める。
- 近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するための緊急消防援助隊の体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、DXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を着実に推進していく。

○緊急消防援助隊の体制強化

南海トラフ地震等の切迫する大規模災害の状況や、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、激甚化している近年の災害の実態や社会情勢に応じたニーズ、過去の出動状況等を踏まえ、緊急消防援助隊の体制について、検討を行う。

○車両・資機材の装備の充実強化

- ・令和6年能登半島地震において、道路が一部使えない状況にあり、大型の消防車両等が通行できない状況などがあったことから、より迅速な被災地への進出を行うため、小型化・軽量化された車両・資機材を整備するとともに、厳寒の中、緊急消防援助隊が活動を行う必要があったことから、寒冷地での活動を想定した環境整備
- ・既配備の航空機・車両等について、災害対応能力を維持するため、老朽化した航空機・車両等を計画的かつ適切に更新
- ・長期化する緊急消防援助隊の活動を支えるため、現場指揮所などの拠点や宿営など隊員の後方支援に活用できるよう拠点機能形成車を配備
- ・地方自治体が緊急消防援助隊の強化等を行うため、引き続き予算の確保や財政措置に努めていく。

○DXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化

緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、無線等のアナログ手法に加え、映像等のデジタル手法によりリアルタイムで災害情報を収集・分析・共有するため、DX資機材（デジタル作戦卓など）及び車両9式を新規配備し、指揮支援体制の強化を行う。

- 緊急消防援助隊と関係機関の連携強化のため、大規模災害を想定した訓練等を実施するとともに、効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。